

患者のみなさまへ
当院の施設基準ご案内

当院では下記の内容について取り組んでいます。

歯科点数表の初診料の注 1 に規定する基準

院内感染の防止に対応する体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師がおります。

「個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書」の発行について

当院では、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を発行するシステムを備えていないため、明細書の発行はしておりません。その点ご理解を頂き、診療にかかる費用については、初・再診、投薬などの区分ごとに費用を記載した領収証を発行いたしますのでご確認下さい。

クラウン・ブリッジの維持管理

当院で装着した冠やブリッジについて、2 年間の維持管理に取り組んでいます。異常があればそのままにせず早めにお知らせ下さい。

入れ歯を 6 ヶ月再作製できない取り扱い

入れ歯(同一の物)を新しく作った後、原則 6 ヶ月間は新たに作り直すことはできません。他院で作った入れ歯についても同様の扱いになります。

みなさまと協力して歯の病気の継続的管理に努めています

お口の健康状態に関し、歯の病気を継続的に管理しています。

一般名処方についてのお知らせ

後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

CAD/CAM 冠および CAD/CAM インレー

CAD/CAM と呼ばれるコンピューター支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレーを用いて治療を行っています。

歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準

歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)

医療従事者の賃金引き上げのための届出をし、従業員の賃金引き上げをしています。